第三十九条の百二十七に次の一項を加える。

5　法第六十八条の百八第一項の規定の適用がある場合における地方法人税法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「法人税法第八十一条の十二第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百八第一項」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えられた法人税法第八十一条の十二」とする。

第三十九条の百二十九及び第三十九条の百三十を削る。

第四十条の二第二項第一号中「入所していた」を「入所をしていた」に改め、同項第二号中「入居していた」を「入居をしていた」に改め、同条第三項中「被相続人等」の下に「（被相続人と前項各号の入居又は入所の直前において生計を一にし、かつ、同条第一項の建物に引き続き居住している当該被相続人の親族を含む。）」を加える。

第四十条の三第一号の三中「に掲げる介護老人保健施設」を「又は第三号に掲げる施設」に改め、同条第四号中「学校を」を「学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を」に、「同法」を「学校教育法」に改める。

第四十条の四第三項に次の一号を加える。

十二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

第四十条の四の二第十項中「第二項第二号イ⑵」を「第二項」に、「第三項第三号」を「第四項第三号」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七十条の二第七項」を「第七十条の二第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法第七十条の二第七項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で相続税法の施行地にあるもののうち、第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもので建築後使用されたことのあるもの（同条第二項第三号に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）とし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第四十条の四の二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第五号中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該家屋が前項に規定する規定又は基準のいずれかに適合するものであること。

第四十条の四の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第七十条の二第二項第三号に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とし、同号に規定する住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものは、同項第二号に規定する住宅用家屋が建築された日からその取得の日までの期間が二十年（当該住宅用家屋が耐火建築物（登記簿に記録された当該住宅用家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建物をいう。）である場合には、二十五年）以下であることとする。

第四十条の四の三第六項第二号中「第七条第一項」を「第二条第六項」に改める。

第四十条の五第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六項」を「第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第六項」を「第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項」を「第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十二項」に、「第七十条の三第七項」を「第七十条の三第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「第七十条の三第七項」を「第七十条の三第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第七十条の三第七項」を「第七十条の三第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第七十条の三第七項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で相続税法の施行地にあるもののうち、第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもので建築後使用されたことのあるもの（同条第三項第三号に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）とし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第四十条の五第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「床面積」を「家屋の床面積」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該家屋が前項に規定する規定又は基準のいずれかに適合するものであること。

第四十条の五第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第七十条の三第三項第三号に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とし、同号に規定する住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものは、同項第二号に規定する住宅用家屋が建築された日からその取得の日までの期間が二十年（当該住宅用家屋が耐火建築物（登記簿に記録された当該住宅用家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建物をいう。）である場合には、二十五年）以下であることとする。

15　国土交通大臣は、第二項の規定により基準を定め、第四項第三号の規定により居室、調理室、浴室、便所その他の室を定め、又は同項第四号の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第四十条の六第六十四項中「第四十五項第四号」を「第五十一項第四号」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十三項中「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に、「同条第三十八項第二号」を「同条第三十九項第二号」に、「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十七項第二号」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十八項とし、同条第六十一項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項第二号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第三号中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十六項中「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に、「第十二項」を「第十四項」に改め、同項第三号中「第七十条の四第三十三項」を「第七十条の四第三十四項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十九項中「第七十条の四第二十七項」を「第七十条の四第二十八項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第五十八項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十七項中「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「第四十六項及び第五十四項」を「第五十二項及び第六十項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十六項中「第七十条の四第十七項から第二十一項まで」を「第七十条の四第十八項から第二十一項まで」に、「同条第二十一項」を「について第二十一項」を「について第二十二項」を「第十二項」に、「第七十条の三第七項」を「第七十条の三第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「第七十条の三第七項」を「第七十条の三第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第七十条の三第七項」を「第七十条の三第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第七十条の三第七項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で相続税法の施行地にあるもののうち、第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもので建築後使用されたことのあるもの（同条第三項第三号に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）とし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第四十条の五第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「床面積」を「家屋の床面積」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該家屋が前項に規定する規定又は基準のいずれかに適合するものであること。

第四十条の五第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第七十条の三第三項第三号に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とし、同号に規定する住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものは、同項第二号に規定する住宅用家屋が建築された日からその取得の日までの期間が二十年（当該住宅用家屋が耐火建築物（登記簿に記録された当該住宅用家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建物をいう。）である場合には、二十五年）以下であること